

産業廃棄物処分業許可証

住 所 愛知県岡崎市美合町字入込 63 番地 19

氏 名 株式会社 毎日商会

代表取締役 西田 勝志

(法人にあっては名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

岡崎市長 内田 康宏



許可の年月日 令和 元年 9月 17 日

許可の有効年月日 令和 6年 4月 7 日

1. 事業の範囲（処分の方法ごとに区分して取り扱う産業廃棄物の種類を記載すること。）

（1）事業の区分

中間処分（圧縮、押出成型、減容固化、選別、破碎）

（2）産業廃棄物の種類

ア 圧縮

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 1品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

イ 押出成型

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず

以上 3品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

ウ 減容固化

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 1品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 選別

汚泥（廃電池に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 8品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

許可番号第 10520038741 号

才 破碎

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、木くず
以上 2 品目（水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

2. 事業の用に供するすべての施設（施設ごとに種類、設置場所、設置年月日、処理能力（最終処分場の場合には埋立地の面積及び埋立容量）、許可年月日及び許可番号（産業廃棄物処理施設の設置の許可を受けている場合に限る。）を記載すること。）

（1）圧縮施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市八帖南町字琉球島 6 番 5

イ 設置年月日

平成 19 年 6 月 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

21.72t／日 (2.715t／時間)

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

（2）押出成型施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市八帖南町字琉球島 6 番 2

イ 設置年月日

平成 14 年 5 月 1 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

16.6t／日

紙くず

3.3t／日

木くず

20.7t／日

（上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。）

エ 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

（3）減容固化施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市八帖南町字琉球島 4 番 6

イ 設置年月日



平成 25 年 1 月 4 日

ウ 处理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

0.4t／日 (0.05t／時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

工 許可年月日

該当なし

才 許可番号

該当なし

(4) 選別施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市八帖南町字琉球島 12 番 1、12 番 2

イ 設置年月日

平成 29 年 2 月 9 日

ウ 处理能力

汚泥（廃電池に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

59.953m³／日 (7.4942m³／時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

工 許可年月日

該当なし

才 許可番号

該当なし

(5) 選別施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市八帖南町字琉球島 4 番 5、6 番 2

イ 設置年月日

平成 29 年 3 月 10 日

ウ 处理能力

汚泥（廃電池に限る。水銀含有ばいじん等を除く。）、廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず（自動車等破碎物を除く。）、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）、がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）

許可番号第 10520038741 号

104.16m³/日 (13.02m³/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

工 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

(6) 破碎施設

ア 設置場所

愛知県岡崎市八帖南町字琉球島 6 番 2

イ 設置年月日

令和元年 9 月 30 日

ウ 処理能力

廃プラスチック類（自動車等破碎物及び石綿含有産業廃棄物を除く。）

2.22t/日 (0.2775t/時間)

木くず

2.06t/日 (0.2575t/時間)

(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を除く。)

工 許可年月日

該当なし

オ 許可番号

該当なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 15 年 10 月 31 日 変更許可

平成 19 年 4 月 8 日 更新許可 (平成 19 年 7 月 19 日通知)

平成 19 年 10 月 24 日 変更許可 (圧縮施設の追加)

平成 22 年 8 月 4 日 変更許可 (破袋・選別施設の 1 品目増加)

平成 24 年 4 月 8 日 更新許可 (優良認定) (平成 24 年 7 月 6 日通知)

平成 26 年 9 月 25 日 変更許可 (選別施設の 2 品目増加)

令和 元年 9 月 17 日 更新許可

令和 元年 10 月 21 日 書換 (破碎施設変更)

5. 規則第 10 条の 4 第 5 項の規定による許可証の提出の有無

有・無